資料番号 ４

特別職の報酬等の決定の仕組み

○知事等の給料、府議会議員の議員報酬の改定までの流れ〔現行〕

知　事

府 議 会

②審議会への諮問

⑤条例改正案の作成・提出

①委員選任・委嘱

⑥条例改正案の審査

⑧条例改正・施行

⑦議決

特別職報酬等審議会

③諮問内容について審議義

④知事への答申

クロスチェックとなっている部分

　③知事が選任した委員が議員報酬について審議すること。

　⑥及び⑦

知事給料等の条例改正案に対して、議会が審査を行うこと。

◆考えられる方法

　○クロスチェック方式①

　　　知事給料を審議する委員は議会が、議員報酬を審議する委員を知事が選任し委嘱する。

知　事

府 議 会

②それぞれで選任された

委員に委嘱し、諮問

①知事等給料を審議する

委員を選任

①議員報酬を審議する

委員を選任

⑥条例改正案の審査

⑤条例改正案の作成・提出

⑧条例改正・施行

⑦議決

特別職報酬等審議会

クロスチェックとなる部分

　①及び③

　　　知事が、議員報酬を審議する委員を選定し、審議会で審議すること。

　　　議会が、知事等給料を審議する委員を選定し、審議会で審議すること。

　⑥及び⑦

知事給料等の条例改正案に対して、議会が審査を行うこと。

④知事への答申

③知事等給料審査部会

（議会選任の委員）

③議員報酬審査部会

（知事選任の委員）

○クロスチェック方式②

　　　現行方式を基本とするが、知事が委員を選任する際に議会に報告することとする。

府 議 会

知　事

①委員候補者の選任

②候補者について

報告受け

③委員の委嘱

⑨議決

⑦条例改正案の作成・提出

④審議会への諮問

⑧条例改正案の審査

⑩条例改正・施行

特別職報酬等審議会

⑥知事への答申

⑤諮問内容について審議義

クロスチェックとなる部分

　②の時点

　　　知事が、委員候補者を議会に報告すること。

　⑥及び⑦

知事給料等の条例改正案に対して、議会が審査を行うこと。

　○パラレル方式①

　　　知事等給料、議員報酬の審議をそれぞれ選任、委嘱した上で審議を行う。

知　事

府 議 会

⑤条例改正案の作成・提出

②有識者会議へ調査依頼

①委員選任・委嘱

②審議会への諮問

①委員選任・委嘱

⑤条例改正案の作成・提出

⑥条例改正案の審査

⑧条例改正・施行

特別職報酬等審議会

③諮問内容について審議義

④知事への答申

⑧条例改正・施行

有識者会議

③依頼内容について検討

④議長へ結果報告

⑦議決

　　　　（参考）地方自治法

第百条の二 　普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体

の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する

者等にさせることができる。

　○パラレル方式②

　　　外部有識者の意見を聞くことなく、それぞれが組織内部で報酬等の額を決定し、議会に

　　条例改正案を提出する。改正案に対する府民への説明責任はぞれぞれが果たす。